各 位

会社名 北陸電気工業株式会社代表者名 代表取締役社長 野村 正 也(コード番号6989 東証第1部)問合せ先 取締役財務部長 野村 哲電話番号 (TEL.076-467-1111)

# 新株式発行並びに株式売出しに関するお知らせ

平成18年2月16日開催の当社取締役会において、新株式発行並びに当社株式の売出しに関し、下記のとおり決議 いたしましたので、お知らせいたします。

記

- 1. 公募による新株式発行(一般募集)
  - (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 8,000,000株
  - (2) 発 行 価 額 日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により 発行価格決定日(平成18年2月28日(火)から平成18年3月3日(金)までの間 のいずれかの日)に決定する。
  - (3) 発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本 組入れない額 に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の 端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。但し、かかる金額が250円未満の場合には、資本に組入れる額は、(i)250円又は(ii)当該発行価額のいずれ か低い方の金額とする。
  - (4) 募 集 方 法 一般募集とし、みずほ証券株式会社及び新光証券株式会社(以下「引受人」と総称する。)に全株式を買取引受けさせる。なお、一般募集における発行価格(募集価格)は、日本証券業協会の定める公正慣習規則第14号第7条の2に規定される方式により、発行価格決定日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件として、需要状況を勘案した上で、発行価格決定日に決定する。
  - (5) 引 受 人 の 対 価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして一般募集における発行価格(募集価格)と引受人より当社に払込まれる金額である発行価額との差額の総額を引受人の手取金とする。
  - (6) 申 込 期 間 平成18年3月6日(月)から平成18年3月8日(水)まで。 なお、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあり、最も繰り上がった場合は、 平成18年3月1日(水)から平成18年3月3日(金)までとなる。
  - (7) 払 込 期 日 平成18年3月8日(水)から平成18年3月13日(月)までの間のいずれかの日。 すなわち、上記(6)に記載のとおり、需要状況を勘案した上で申込期間を繰り上 げることがあり、それに伴って払込期日が最も繰り上がった場合は平成18年3月8日(水)となる。
  - (8) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日(土)とする。
  - (9) 申 込 株 数 単 位 1,000株
  - (10)発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野村正也に一任する。
  - (11)上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

- 2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)(下記 < ご参考 > 1.を参照のこと。)
  - (1) 売 出 株 式 数 当社普通株式 800,000株

なお、株式数は上限を示したものである。需要状況により減少し、又は売出しそのものが全く行われない場合がある。売出株式数は、需要状況を勘案の上、上記1.(2)に記載の発行価格決定日に決定される。

- (2) 売 出 人 及 び みずほ証券株式会社 800,000株 売 出 株 式 数
- (3) 売 出 価 格 未定(上記1.(2)に記載の発行価格決定日に決定する。なお、売出価格は一般募集 における発行価格(募集価格)と同一とする。)
- (4) 売 出 方 法 一般募集の需要状況を勘案した上で、みずほ証券株式会社が当社株主から 800,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しを行う。
- (5) 申 込 期 間 一般募集における申込期間と同一とする。
- (6) 受 渡 期 日 一般募集における払込期日の翌営業日とする。
- (7) 申 込 株 数 単 位 1,000株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野村正也に一任する。
- (9) 上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。
- 3. 第三者割当による新株式発行(下記 < ご参考 > 1. を参照のこと。)
  - (1) 発 行 新 株 式 数 当社普通株式 800,000株
  - (2) 発 行 価 額 上記1.(2)に記載の発行価格決定日に決定する。なお、発行価額は一般募集にお ける発行価額と同一とする。
  - (3) 発行価額中資本に 上記(2)により確定した発行価額から資本に組入れる額を減じた額とする。資本 組入れない額 に組入れる額とは、当該発行価額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の 端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。但し、かかる金額が 250円未満の場合には、資本に組入れる額は、(i)250円又は(ii)当該発行価額のいずれか低い方の金額とする。
  - (4) 割当先及び株式数 みずほ証券株式会社 800,000株
  - (5) 申 込 期 間 平成18年3月28日(火) (申込期日)
  - (6) 払 込 期 日 平成18年3月28日(火)
  - (7) 配 当 起 算 日 新株式に対する配当起算日は、平成17年10月1日(土)とする。
  - (8) 申込株数単位 1,000株
  - (9) 上記(5)に記載の申込期間(申込期日)までに申込みのない株式については、発行を打切るものとする。
  - (10)発行価額、発行価額中資本に組入れない額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長 野村正也に一任する。
  - (11)上記各号については、証券取引法による届出の効力発生を条件とする。

以上

#### <ご参考>

1. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)」に記載のオーバーアロットメントによる売出しは、上記「1. 公募による新株式発行(一般募集)」に記載の一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社であるみずほ証券株式会社が当社株主から800,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数は上限株数を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しの対象となる当社普通株式は、オーバーアロットメントによる売出しのために、みずほ証券株式会社が当社株主から借入れる株式(以下「借入れ株式」という。)であります。これに関連して、当社は、平成18年2月16日(木)開催の取締役会において、上記「3. 第三者割当による新株式発行」に記載のみずほ証券株式会社を割当先とする当社普通株式800,000株の第三者割当増資(以下「第三者割当増資」という。)を、平成18年3月28日(火)を払込期日として行うことを決議しております。

また、当社は、みずほ証券株式会社に対して、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限に第三者割当増資の割当てを受ける権利(以下「グリーンシューオプション」という。)を平成18年3月23日(木)を行使期限として付与する予定であります。

また、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成18年3月23日(木)までの間(以下「シンジケートカバー取引期間」という。)、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け(以下「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります。

みずほ証券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、みずほ証券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

さらに、みずほ証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により買付けた当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により買付けて返却に充当後、残余の借入れ株式 はみずほ証券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。当該グリーンシューオプション行使の結果、第三者割当増資に係る割当株式数の全部又は一部につき申込が行われず、その結果、失権により第三者割当増資による発行株式数がその限度で減少し、又は発行そのものが中止される場合があります。

2. 今回の公募増資及び第三者割当増資による発行済株式総数の推移

現 在 の 発 行 済 株 式 総 数 83,700,996株 (平成18年2月16日現在)

公 募 増 資 に よ る 増 加 株 式 数 8,000,000株

公 募 増 資 後 の 発 行 済 株 式 総 数 91,700,996株 第三者割当増資による増加株式数 800,000株 (注)

第三有割当項員による項加休式数 800,000休 (注) 第三者割当増資後の発行済株式総数 92,500,996株 (注)

(注)前記「3. 第三者割当による新株式発行」の発行新株式数の全株に対しみずほ証券株式会社から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

## 3. 資金の使途

(1) 今回の調達資金の使途

今回の公募増資及び第三者割当増資に係る手取概算額合計上限3,089,200千円については、全額を設備資金に充当する予定です。

- (2) 前回調達資金の使途の変更 該当事項はありません。
- (3) 業績に与える見通し 今回の増資による修正はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。

#### 4. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対し安定配当の継続を基本としながら、将来の事業展開のための内部留保など企業体質の強化を勘案して、業績に裏付けられた成果の配分を行うこと基本方針としております。

(2) 配当決定にあたっての考え方

当社は、株主配当金につきまして、将来にわたる安定配当の維持を基本とし、さらに、企業の収益状況を勘案して決定するものと考えております。

(3) 内部留保資金の使途

内部留保資金につきましては、中長期的視点に立ち、経営体質の強化及び企業価値の増大を図るための設備投資等に使用させていただきたいと考えております。

## (4) 過去3決算期間の配当状況

	平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期
1 株当たり当期純損益	2.75円	4.82円	5.57円
1 株当たり年間配当金	- 円	2.00円	2.00円
実績配当性向	- %	41.5%	35.9%
株 主 資 本 利 益 率	2.6%	4.5%	4.9%
株主資本配当率	- %	1.8%	1.8%

- (注)1.各決算期の株主資本利益率は、当該決算期間の当期純利益を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
  - 2. 各決算期の株主資本配当率は、当該決算期間の年間配当金総額を株主資本(当該決算期首の資本の部合計と当該決算期末の資本の部合計の平均)で除した数値であります。
  - 3. 平成15年3月期より、1株当たり当期純損益の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」 (企業会計基準適用指針第4号)を適用しています。

### 5. その他

(1) 配分先の指定 該当事項はありません。

- (2) 潜在株式による希薄化情報 該当事項はありません。
- (3) 過去3年間に行なわれたエクイティ・ファイナンスの状況等 エクイティ・ファイナンスの状況 該当事項はありません。

過去3決算期間及び直前の株価等の推移

		平成15年3月期	平成16年3月期	平成17年3月期	平成18年3月期		
始	値	90円	76円	225円	260円		
高	値	114円	238円	311円	430円		
安	値	43円	75円	175円	245円		
終	値	79円	228円	259円	365円		
株個	1 収益率	28.8倍	47.3倍	46.5倍	倍		

- (注)1. 平成18年3月期の株価については、平成18年2月15日現在で表示しています。
  - 2.株価収益率は決算期末の株価(終値)を当該決算期の1株当たり当期純利益で除した数値であります。
- (4) その他

該当事項はありません。

以上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、投資勧誘を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書(並びに訂正事項分)をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。